

国民健康保険税の税率等の見直しに向けた諮問について

1. 趣旨

町では国保財政の健全化のために、2年ごとに保険税率の見直しを実施しております。本来、令和2年度に実施する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮し、2年間据置としたことから、今年度実施するものです。この度、令和4年8月4日に町長から町国民健康保険運営協議会長あてに国民健康保険税率等の見直しについて、意見を求める諮問をしました。

2. 諮問事項

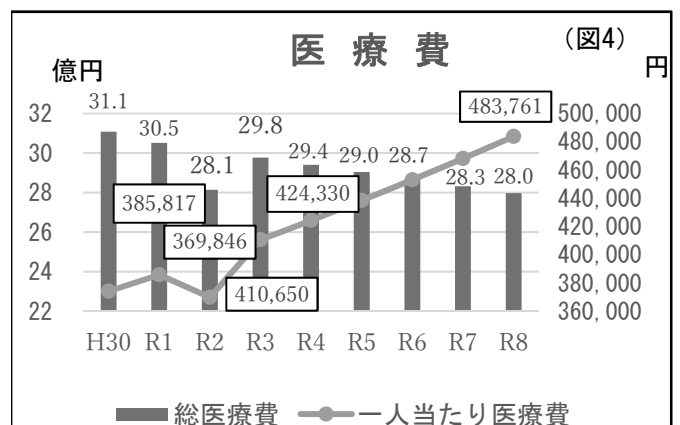
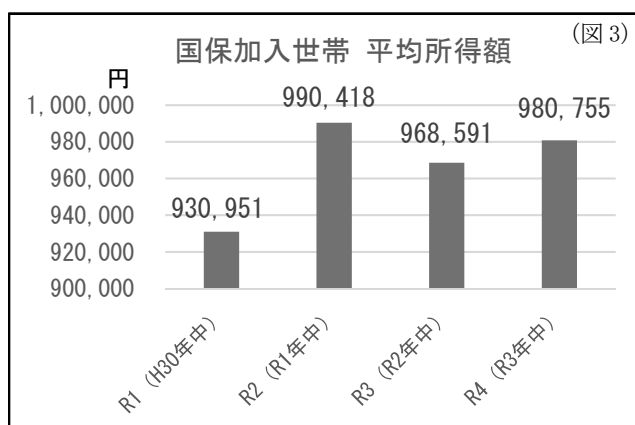
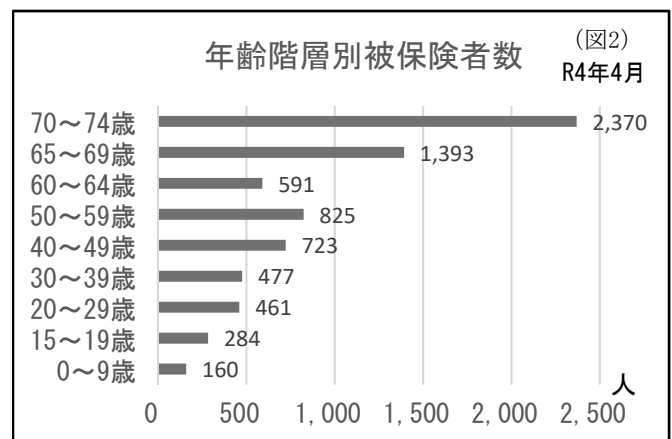
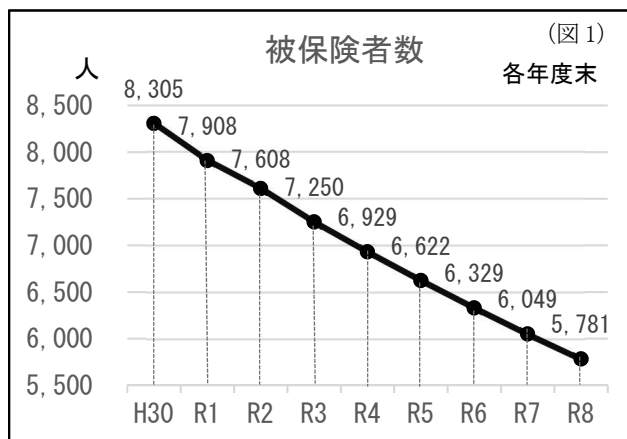
宮代町国民健康保険税率等の見直しについて

- ・国民健康保険税の税率の見直しについて
- ・国民健康保険税賦課限度額の改定について
- ・赤字解消ルールの見直しについて

3. 税率等の見直しの検討

①宮代町国保の状況

- ・被保険者数は、75歳以上の方の後期高齢者医療制度への移行等により、減少が見込まれる(図1)。
- ・令和4年4月の年齢階層別被保険者数のおり、65歳以上の高齢者が約5割と多くの割合を占めている(図2)。
- ・令和3年中の国保加入世帯の平均所得額は、前年と比較して、1.3%増となっている(図3)。
- ・被保険者の減少に伴い、医療費の総額は減少していくが、高齢化の進展や医療の高度化などにより、一人当たりの医療費は増加が見込まれる(図4)。



②宮代町の保険税率と埼玉県標準保険税率

本町の保険税率は、統一保険税の目安となる埼玉県標準保険税率と乖離があり、特に、医療分の所得割・均等割ともに大きな差異がみられる。

| | | 宮代町 | 埼玉県標準保険税率 | 標準保険税率との差異 |
|---|----------|----------|-----------|------------|
| 所得割率(応能割) 前年の所得額から 基礎控除を除いて かける率 | 医療分 | 6.17% | 7.45% | ▲ 1.28% |
| | 後期高齢者支援分 | 2.05% | 2.40% | ▲ 0.35% |
| | 介護保険分 | 1.89% | 2.43% | ▲ 0.54% |
| | 合計 | 10.11% | 12.28% | ▲ 2.17% |
| 均等割額(応益割) 加入者一人当たり の年額 | 医療分 | 31,800 円 | 41,659 円 | ▲ 9,859 円 |
| | 後期高齢者支援分 | 11,000 円 | 13,852 円 | ▲ 2,852 円 |
| | 介護保険分 | 14,100 円 | 18,920 円 | ▲ 4,820 円 |
| | 合計 | 56,900 円 | 74,431 円 | ▲ 17,531 円 |
| 応能割: 応益割 | | 55:45 | 53:47 | ————— |

③賦課限度額の改定

被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税の軽減を図るため、令和4年度地方税法施行令等の改正に伴い、医療分の限度額について、現行の63万円から65万円に2万円引上げ、後期高齢者支援分の限度額について、現行の19万円から20万円に1万円引上げするものです。

※介護保険分の限度額は現行の17万円据え置き、合計99万円から102万円に3万円引上げ

4. 赤字解消に向けて

令和2年度国保特会決算においては、新型コロナの感染拡大の影響や国民健康保険事業納付金の減等により約5千万円の黒字決算となったことなどから、令和4年度の税率等は据置となっております。令和3年度国保特会決算においては、約4千万円の赤字が生じる見込みであり、現行税率のままでは令和8年度において、約1.4億円の赤字が見込まれ、厳しい財政状況が続くものと予想される所です。

また、県国保運営方針においては、令和9年度の国保税率水準統一に向け、令和8年度までの赤字解消（法定外一般会計繰入金の解消）が目標として掲げられており、各市町村の赤字解消への取組が強く求められています。こうした状況を踏まえて、令和5年度国保税率等の見直しを町国保運営協議会へ諮問したものです。

